

準備書面（31）に関する補足説明

～函館地裁判決の不当性と本件との関係～

2018年5月14日（月）

東京地方裁判所

原告訴訟代理人弁護士 中野 宏典

- 1 行政訴訟（被告国）との関係**
- 2 民事訴訟（被告会社）との関係**
- 3 司法審査の在り方に関する不当性**
- 4 審査基準の合理性判断の不当性**

1 行政訴訟（被告国）との関係

- (1) 基準適合判断の不合理性について判断を行わなかったこと**
- (2) 少なくとも行政訴訟においては、その論理はあり得ないこと**
- (3) 行政庁の第一次的判断権の尊重について**

基準が不合理であれば具体的危険が認められ得る

ウ 上記のとおり，現時点では，本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分は未だなされていないが，規制委員会が本件原発の安全審査に用いる具体的審査基準それ自体（当該審査基準の内容いかんが，例えば本件原発の具体的立地条件等に関係しない事項であるなど，本件原発の安全性を左右しないと認められるような場合は除く。）に不合理な点がある場合は，原則として規制委員会による適正な審査を期待することができない上，本件設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから，このような場合は，被告電源開発において，当該不合理な基準にもかかわらず本件原発の安全性が確保されていることを主張立証しない限り，本件原発が安全性を欠き重大な事故発生 of 具体的危険性が否定できないものとして，その建設及び運転の差止めを認めるべきである。

基準適合判断の合理性については判断を回避

他方、それ以外の場合には、上記ア及びイで述べたところからすれば、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生の具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないと理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命じることはできないというべきである。

行政事件訴訟法の明文の規定

行訴法3条5項 不作為の違法確認の訴え

行訴法3条6項 義務付けの訴え

行訴法3条7項 差止めの訴え

「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟」

- ▶ 行政庁の判断の前に、司法が処分の是非を判断できることが当然の前提となっている。

行訴法37条の4第5項

「行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする」

- ▶ 専門技術的裁量の存在を理由に、司法判断を回避することは許されない。
- ▶ 少なくとも行政訴訟においては、函館地裁判決の論理は採用できない。

「行政庁の第一次的判断権の尊重」の歴史的・実質的根拠

司法による行政のチェック機能

甲A57

司法の行政に対するチェック機能の強化

藤田宙靖
平成12年12月12日
司法制度改革審議会ヒアリング

<http://www.law.tohoku.ac.jp/~fujita/shihou-20001212.html>

「何故、このような行政庁の優越的な地位が理論的に認められ得たか」

「本来法律に違反してまでも行政に円滑性を求めるということは、**法治主義の見地からは理論矛盾**」
「関係者間に『行政法の適用に当たっては、行政庁こそが本来最も適切な判断をすることができる』という認識（その意味での**行政に対する信頼感**、及びその反面としての、**司法及び一般国民に対する不信感**）が意識無意識中に広く支配していたことこそが、大きな原因であったものと考えている。
この認識を最も明確に表しているのが、『行政庁の第一次的判断権の尊重』という考え方」

「行政庁の第一次的判断権の尊重」の歴史的・実質的根拠

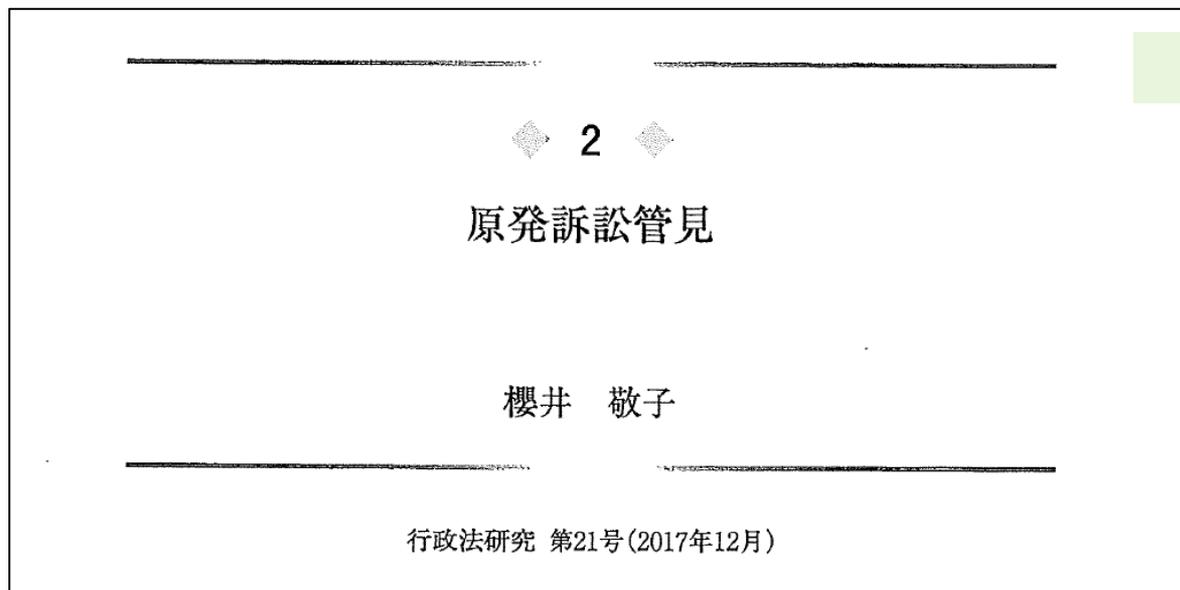
「（行政庁への）信頼感とは、元を辿れば、ドイツ公法学とりわけグナイスト流のプロイセン型法治国家観にそのモデルを見ることができるが、この考え方は、もともと『中立にして公正な公益実現者であるところの行政』という行政官僚への信頼に基づくものであって、…（略）…ドイツの場合には、少なくともボン基本法の成立と共に、こういった考え方はもはや通用し得なくなっている。

「こういったシステム及びその前提となる考え方を根本的に考え直して、新たな『この国の形』を構築しようというのが、例えば、行政改革会議の最終報告に現れた行政改革の理念であった」「同様に、法律の解釈・適用という機能についても、対司法権との関係において、行政官僚に対する先のような信頼感は一とまず白紙に戻して、制度の再構築が試みられなければならない」



こういった考え方を踏まえてなされたのが平成16年の行政事件訴訟法改正。

原子力行政において、行政に対する信頼感は存在するか



「現実に未曾有の事故を経験したわが国固有のコンテクストからすると、**原子力行政はいまだ信頼を回復するには至っていない**という厳しい認識が必要である」

「原子力行政は、文字通り**取り返しのつかない失敗をしたばかり**であり、…

（略）…どこまで安全性を純粹に追求し続けられるのかについては率直に言って
覚束ないところがある。いつの間にか**新たな『安全神話』が作られないとも限らない。**

「行政当局に対する**健全な警戒心を失ってはならず**、それは**福島第一原発事故の最も重要な教訓**」「権力分立構造のもとで**裁判所の役割が相対的に重要度を増すことになる**」

2 民事訴訟（被告会社）との関係

- (1) 本案と仮処分とを混同していること**
- (2) 函館地裁判決の現実的不都合性**
- (3) 原発に求められる安全性の程度**

本案には、仮処分のような「保全の必要性」という要件はない

民事差止訴訟の審理の対象は「事業者が設置・運転しようとしている原発について、それがそのとおりに設置・運転された場合に、周辺住民らの生命、身体等を侵害する可能性があるか否か」のはず。



行政判断が介在するか否かは直接的には無関係。

保全の必要性 = 本執行を待っていたのでは、債権者の法的地位が危うくなるおそれが存在すること。



函館地裁判決は、これを「人格権侵害の具体的危険」という要件の中に読み込み、処分がなされていない時点では具体的危険がないと判断している。

処分がなされてから訴訟を提起しても間に合わない

▶ 函館地裁判決の枠組みに従った場合の不都合性

函館地裁の審理期間：提訴H22.7～判決H30.3

川内原発の許可から稼働までの期間：許可H26.9～稼働H27.7

高浜原発の許可から稼働までの期間：許可H27.2～稼働H28.1

伊方原発の許可から稼働までの期間：許可H27.7～稼働H28.8



許可が出てから訴訟を提起しても、稼働前に差し止めることは不可能となり、人格権侵害を回避できないという重大な不都合性が存在する。

▶ 行政庁の処分前に司法判断によって差止めを認める場合の不都合性

後述するように、専門技術的裁量を認めることは矛盾しない。

事業者が被る不利益は、申請の段階で安全性を欠いている以上やむをえないし、請求意義の訴え等によって回避も可能。



不都合性は存在しないか、存在するとしてもわずか。

- i 専門技術的裁量が及ぶ範囲
- ii 自然科学的領域と人文・社会科学的領域との峻別
- iii 「社会的合理性」を推認させる一事情-世論調査

固い科学観と科学の不定性

問題意識…行政庁の専門技術的裁量を尊重した結果が福島第一原発事故

×固い科学観…科学とは確実なものであって、常に厳密に正解を導き出せるものであるという科学観。

○科学の不定性…科学は試行錯誤する。科学的に明確な答えが得られず、科学者ごとに正しいと思う答えが異なることもあり得る。

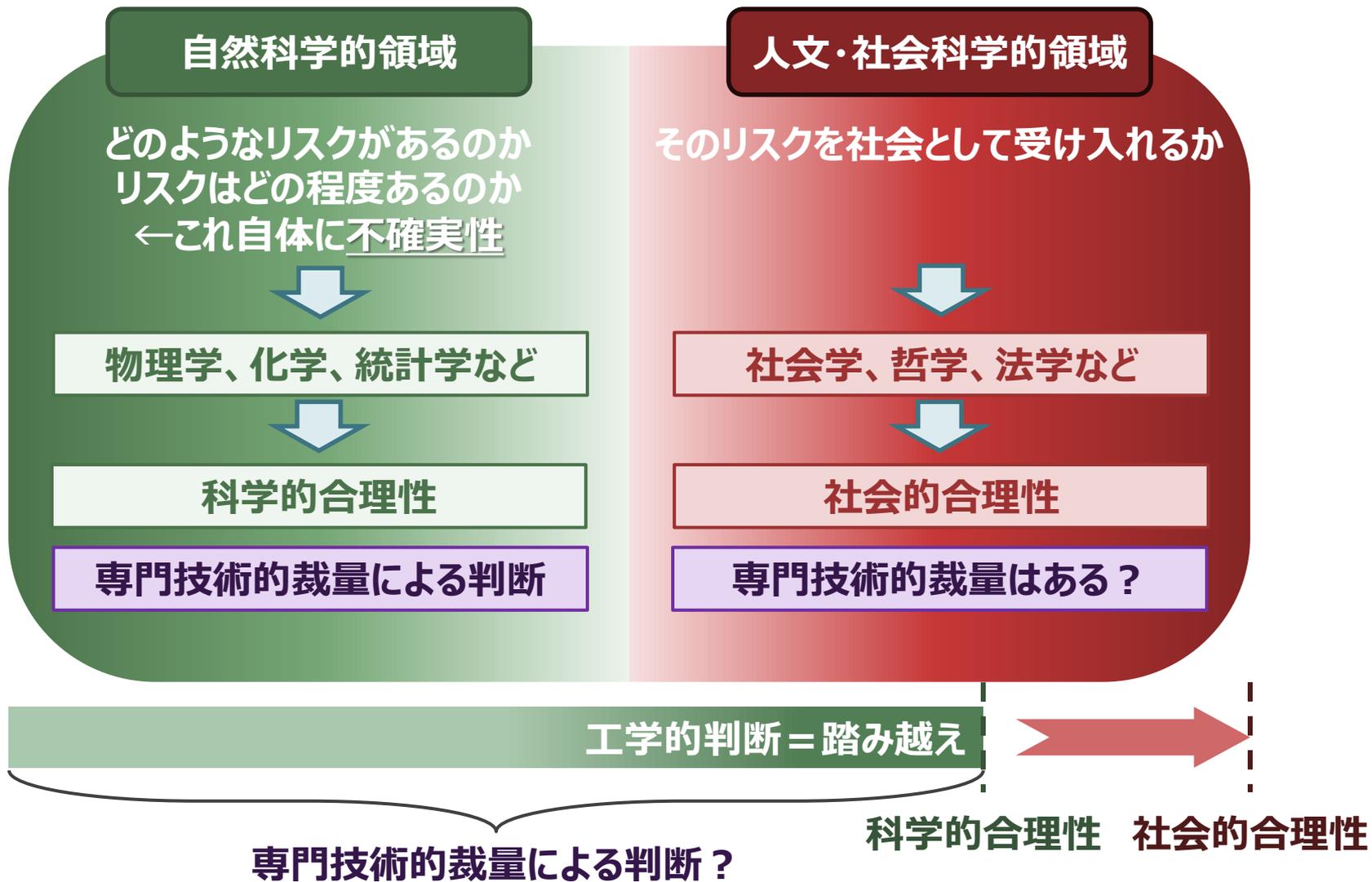
	何が起こるのが 定まっている	何が起こるのが 定まっていない
発生確率について 定まっている	リスク	<u>多義性</u>
発生確率について 定まっていない	<u>不確実性</u>	無知

(Andy Stirlingの不定性のマトリックス)

▶原子力に試行錯誤は許される？ ⇐「深刻な災害を万が一にも起こさない」

「踏み越え」としての工学的判断

トランス=サイエンス



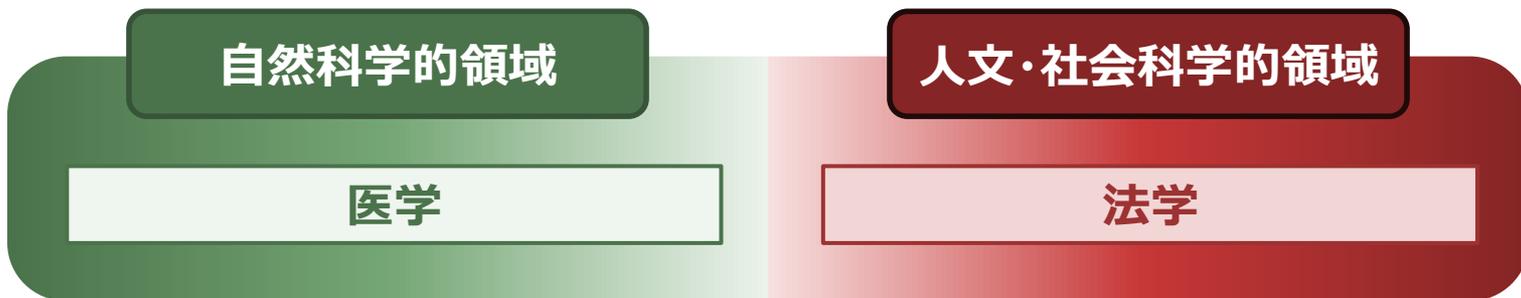
刑事責任能力判断における領域の峻別の例

甲A63

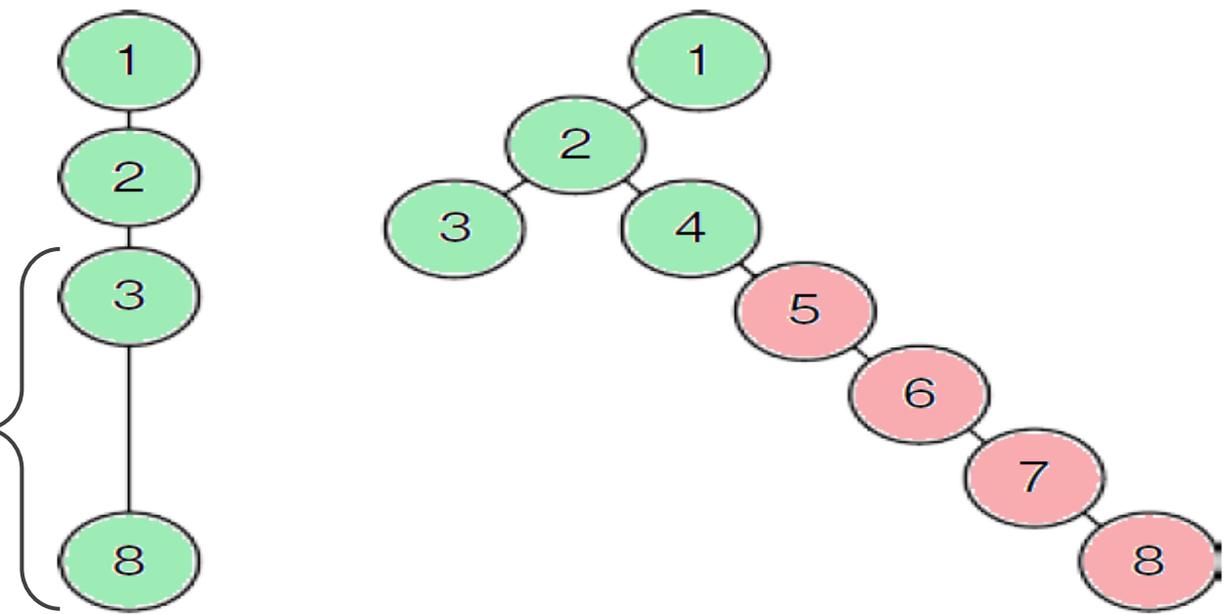
表1 刑事責任能力判断の構造

ステップ	内容
①精神機能や精神症状に関する情報の収集	精神機能や精神症状に関する多様な情報を収集、整理する。家族歴、生活歴、病歴、心理学的・医学的検査、面接記録など鑑定書の大部分がこれにあたる。
②精神機能や精神症状（健常部分を含む）の認定	①を精神医学的に評価し、精神機能の評価や精神症状の特定をする。何をどのような異常や正常とみるかという症候学のあてはめが行われる。
③疾病診断	②に伝統的診断の「疾病概念」や操作的診断の「診断基準」をあてはめて診断を特定する。医学的妥当性を確認する意味があるが、疾病概念や診断基準は絶対普遍的真理のようなものではないことに注意が必要である。
④精神の機能、症状、病態、病理（健常部分を含む）と事件の関連性	②（③ではない）が事件にどのように影響したかを具体的な物語として描出する。鑑定という事実判断の核心部分であり、その要旨こそが鑑定主文となるべきものである。
⑤善悪の判断や行動の制御への焦点化	④のうち、善悪の判断や行動の制御にかかわるような部分に注目して整理する。たとえば、動機のどのような部分に精神症状と正常心理がどう影響したのかなどに焦点をあてて整理をする。
⑥法的な弁識・制御能力としての特定	⑤に、あらためて法的な解釈とあてはめをして「弁識能力」「制御能力」として見るべき要素を具体的に特定する。
⑦弁識・制御能力の程度の評価	⑥の能力の減損の程度が「失われている」「著しい」あるいはそれらに達さないかについて法的に評価する。
⑧法的な結論	⑦を最終的な責任能力の法的結論、すなわち「心神喪失」「心神耗弱」「完全責任能力」の3分類をあてる。

刑事責任能力判断における領域の峻別の例



疾病診断（医学的判断）と責任能力評価（法的結論）が直結している



疾患診断で説明しようとするモデル

精神障害と事件の関係から説明しようとするモデル

甲A63

図1 8ステップと責任能力判断に至る構造

国民の意識（NHKの世論調査）

問1 一川内原発再稼働への賛否一

（全国、福岡：九州電力は、現在停止中の鹿児島県にある川内原発の再稼働を目指しています。）

あなたは、川内原発の再稼働に賛成ですか、それとも反対ですか。次に読み上げる4つの中から1つ選んでお答えください。

	薩摩 川内市 (%)		周辺 地域 (%)		福岡市 (%)		全国 (%)
1. 賛成	25	>	14	>	14	>	11
2. どちらかといえば賛成	25	>	20		23	>	21
3. どちらかといえば反対	18	<	24	<	27	<	26
4. 反対	26	<	34		26	<	31
5. わからない、無回答	7		8	<	11	<	12

（まとめ）

※

※

※

※の位置の記号は薩摩川内市との比較
(<:高い、>:低い、信頼度95%)

1. 賛成 (1 + 2)	49	>	34	>	37	>	32
			Λ		Λ		Λ
2. 反対 (3 + 4)	44	<	58	<	52	<	57

#の位置の記号は上下の比較

(V:上が高い、Λ:上が低い、信頼度95%)

国民の意識（NHKの世論調査）

問2 一川内原発再稼働・賛成の理由一

〔問1で「1. 賛成」または「2. どちらかといえば賛成」の人に〕あなたが賛成する理由は何でしょうか。これから読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	薩摩 川内市 396人 (%)		周辺 地域 366人 (%)		福岡市 367人 (%)		全国 315人 (%)
1. 電気料金の値上げに歯止めがかかるから	7	<	16		8	<	13
2. 電力の安定した供給に必要なだから	32	<	39	<	58	<	54
3. 地域の経済が活性化するから	43	>	25	>	12	>	13
4. 地球温暖化対策に役立つから	5		4	<	9	<	9
5. 原発の安全性が向上したから	4		6		5		4
6. 政府などの説明で、住民や国民の理解が進んだから	4		3		2		3
7. わからない、無回答	6		7		6		4

問3 一川内原発再稼働・反対の理由一

〔問1で「3. どちらかといえば反対」または「4. 反対」の人に〕あなたが反対する理由は何でしょうか。これから読み上げる5つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	薩摩 川内市 354人 (%)		周辺 地域 628人 (%)		福岡市 520人 (%)		全国 571人 (%)
1. 原発の安全性に不安があるから	36		39		41		42
2. 事故に備えた避難計画が十分でないから	11		11	>	6	>	5
3. 政府などの説明不足で、住民や国民の理解が進んでいないから	7		6		7		11
4. 事故が起きた場合の責任を誰が負うのか明確でないから	14	<	20		14		11
5. 原発から出る核のゴミの処分問題が解決していないから	22		20		26		26
6. わからない、無回答	10	>	5	>	5	>	5

国民の意識（NHKの世論調査）

①高浜町	②周辺地域※1	③その他 福井県※2	④大阪市
N=762	N=795	N=801	N=796

Q1

関西電力高浜原発について、裁判所は、再稼働を認めないとする仮処分決定を示していますが、関西電力による異議申し立てが認められた場合、再稼働に向けた手続きが進められます。

あなたは高浜原発の再稼働に賛成ですか、それとも反対ですか。

次に読み上げる4つの中から1つ選んでお答えください。

1. 賛成	37.5 %	16.0 %	16.9 %	17.7 %
2. どちらかといえば賛成	28.0 %	22.9 %	24.8 %	20.0 %
3. どちらかといえば反対	14.8 %	23.9 %	25.3 %	25.9 %
4. 反対	10.0 %	31.4 %	26.7 %	31.2 %
5. わからない、無回答	9.7 %	5.8 %	6.2 %	5.3 %

国民の意識（NHKの世論調査）

Q2（「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」と答えた人に）

あなたが賛成する理由は何でしょうか。

次に読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	①	②	③	④
1. 原発の安全対策が進んだから	14.2 %	9.1 %	12.9 %	12.3 %
2. 地域経済や雇用の確保に必要だから	56.5 %	39.8 %	46.1 %	21.0 %
3. 住民や国民の理解が進んだから	1.2 %	1.3 %	1.2 %	3.0 %
4. 電気料金が抑えられるから	5.2 %	16.2 %	5.4 %	17.7 %
5. 地球温暖化対策に役立つから	5.2 %	4.5 %	9.6 %	6.7 %
6. 電力の安定供給に必要だから	13.2 %	26.9 %	24.0 %	36.7 %
7. その他	0.0 %	0.3 %	0.0 %	0.7 %
8. わからない、無回答	4.4 %	1.9 %	0.9 %	2.0 %
	(分母= 499 人)	309 人	334 人	300 人

Q3（「3. どちらかといえば反対」「4. 反対」と答えた人に）

あなたが反対する理由は何でしょうか。

次に読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	①	②	③	④
1. 原発の安全性に不安があるから	30.7 %	48.2 %	46.8 %	45.2 %
2. 避難計画が十分でないから	7.4 %	5.5 %	3.8 %	2.2 %
3. 住民や国民の理解が進んでいないから	4.2 %	3.9 %	4.3 %	6.8 %
4. 事故が起きた場合の責任の所在が明確でないから	18.5 %	10.2 %	12.5 %	11.7 %
5. 原発から出る核のゴミの問題が解決していないから	17.5 %	16.6 %	19.9 %	17.4 %
6. 原発が無くても電力は足りているから	16.4 %	12.3 %	10.1 %	15.0 %
7. その他	0.0 %	0.5 %	0.0 %	0.0 %
8. わからない、無回答	5.3 %	3.0 %	2.6 %	1.8 %
	(分母= 189 人)	440 人	417 人	454 人

国民の意識（NHKの世論調査）

▶ 「社会通念」はどこにあるのか

	川内原発の 再稼働（2014）	高浜原発の 再稼働（2015）
安全だから 賛成	$32\% \times 4\% = \underline{1.28\%}$	$37.7\% \times 12.3\% = \underline{4.64\%}$
安全じゃないから 反対	$57\% \times 42\% = \underline{23.94\%}$	$57.1\% \times 45.2\% = \underline{25.81\%}$

→裁判所は、これまでの訴訟で、「どんなに必要でも安全を下げることは許されない」と判断し続けてきた。「安全に不安がある」というのは大多数の国民の共通認識なのだから、どんなに必要でも止めるべき。

国民の意識（NHKの世論調査）

問6 一新規制基準での事故の不安—

東京電力の福島第一原発事故を受けて、新しい規制基準が制定されました。あなたは、この新しい基準に適合した原発でも、住民が避難するような事故が起きるおそれがあると思いますか。それとも思いませんか。次に読み上げる4つの中からお答えください。

	薩摩 川内市 (%)		周辺 地域 (%)		福岡市 (%)		全国 (%)
1. 大いにあると思う	28	<	36		32	<	36
2. ある程度あると思う	44		45		47		45
3. ほとんどないと思う	18	>	10	>	12	>	9
4. まったくないと思う	4	>	2	>	1	>	1
5. わからない、無回答	7		7		8	<	9

（まとめ）

1. あると思う（1+2）	72	<	81	<	79	<	81
	V		V		V		V
2. ないと思う（3+4）	21	>	12	>	13	>	10

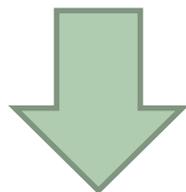
3 司法審査の在り方に関する不当性

- (1) 立証責任-2段階構成の不合理性
- (2) 安全性の程度①-住民側の主張を曲解したこと
- (3) 安全性の程度②-国際基準への適合判断の不合理性

1段階構成（宮崎支部決定や広島高裁決定）

簡単に認められてしまうとあまり意味がない
→安全性の程度の問題

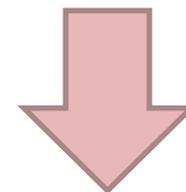
- ① まず、事業者が、
- i 基準が不合理でないこと
 - ii 行政庁の判断に不合理な点のないこと
- を立証する。



立証に成功

人格権侵害の具体的危険
なし

立証に失敗



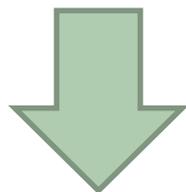
人格権侵害の具体的危険
が推認される

2段階構成（函館地裁判決）

合理的かどうかは、「国際基準からみて、災害の防止を図る上で合理的か否か」という基準

- ① まず、事業者が、
i 基準が不合理でないこと
（ii 行政庁の判断に不合理な点のないこと）
を立証する。

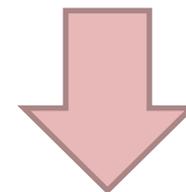
従来は、「社会通念」によって安易・恣意的に認められてきた



立証に成功

- ② 住民側が、基準が不合理であること
（国際基準を満たしていないこと）を
立証する。

立証に失敗



人格権侵害の具体的危険
が推認される

- ▶ 事業者の立証する「基準が不合理でないこと」と住民側が立証する「基準が不合理であること」とは同じ内容→住民側が②を立証することは論理的に不可能。

住民側のいう「高度な安全性」は、内容が不明確？

原告らは、発電用原子炉施設に求められる安全性は、福島原発事故のような重大な事故を万が一にも起こしてはならないという絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性であって、その判断においては、社会通念という基準を持ち込むべきではなく、裁判所は、人格権や条理等の観点から当該原子炉施設の具体的危険性を判断すべきである旨を主張する。

しかし、原告らのいう「絶対的な安全性に準じる高度な安全性」は、その内容が不明確であって、高度な安全性を強調するあまり、結局のところ絶対的安全性を求めるものに帰することとなりかねない。

住民側は具体的な判断枠組みを提示していた

▶原告ら最終準備書面（その3）～司法審査の在り方～

(2) 安全性判断の具体的な方法

原告らが主張するような高度の安全性が確保されているかどうかを判断する具体的な方法としては、次のような事項を確認すべきである。

- ① 事業者が、科学の不確実性等を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでなく、科学（理論）的な想定や計算にすぎないものを考慮に入れたかどうか。
- ② 事業者が、支配的・通説的見解に寄りかかって、全ての代替可能な科学的知見を考慮することを怠っていないかどうか。
- ③ 事業者が、十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮しているかどうか。

これらのうち、1つでも考慮を怠っている場合には、原発の安全性に欠ける点があるとされるべきである⁵。

住民側は具体的な判断枠組みを提示していた

- 科学的合理性と社会的合理性を適切に区別した判断の仕方



いずれかの食材を1つ選ぶ（どの学説が正しいかを判断する）のではなく、これら食材を使って、どう料理が作れるか（人格権侵害の防止という法的安全性の境界をどこにひくか）を判断する。

←本来、行政庁もこのように判断すべきであり、どう料理したかの過程が示されるべき。その際、すべての食材を使ったか、使わないとしたらその理由が何かも示す必要がある。司法は、その過程に不合理な点がないかどうかをチェックすればよい。

- 科学的合理性と社会的合理性を混同した判断の仕方（従来の司法審査）



いずれかの食材を1つ選ぶ（どの学説が正しいかを判断する）だけで満足してしまい、料理をしようとしな（法的安全性の境界を引く作業を行わない）。

←行政庁自身がこのような判断をしていれば、裁量権の逸脱・濫用になる（裁量統制型）。

過去に一度もこのような判断はなされてこなかったのだから、本件でもなされない蓋然性が高い。

高度な安全性は絶対的安全性とはイコールではない

ドイツの原子力法の規制はこのような法理に照らして合憲と解されている。まず、原子力法は「原子力の危険と電離放射線の有害な作用から生命・健康・財産を保護すること」を保護目的として明文化し（原子力法1条2号）、原子力の平和利用に伴い生じうる重大な危険を自覚する⁵。また、原子炉施設の建設・運転は「科学及び技術の水準に照らして必要とされる事前配慮」がされなければ許可されないが（同法7条2項3号）、「科学及び技術の水準に照らして必要とされる事前配慮」の要件は、「一般に承認された技術基準」、「技術の水準に照らして必要な」の要件に比べて高い水準の安全性を要求するものと解されている。すなわち、「科学の水準に照らして必要とされる事前配慮」は技術的に不能であっても措置されなければならない、技術の活用に対する人の生命・健康の価値の優越性が承認されている⁶。そして、このようなリスクに対する事前配慮は、生命、健康、財産に生じる損害の発生が実践的に排除されると認められなければならない原子炉の建設と運転は許可されないとするもので、科学と技術の水準に照らして「危険・リスクに対する最善の事前配慮の原則」を規定するものと評価されている。もちろん、このような実践理性の閾を超えたところには不確実性の領域が広がるが、そのような不確実性は人間の認識能力の限界に原因を有するもので、社会的に相当な残存リスクとして全市民により負担されるべきものと考えられている⁷。

多くの裁判例で「高度な安全性」が認定されている

▶ 京都地裁平成30年3月15日判決（損害賠償事件）※要旨

(2) 原子力発電所を管理する被告東電や原子力発電所の施設の安全性に関して監督権限を有している経済産業大臣は、常に最新の知見に注意を払い、現在の原子力発電所の安全性について、万が一でも事故が発生しないといえる程度にあるのかどうか、常に再検討することが求められている。

ここでいう最新の知見は、統一的通説的見解でなければ採用することができないというわけではない。長期評価は、地震に関する調査、分析、評価を所掌事務とする被告国の専門機関である地震本部が、地震防災のために公表した見解であり、地震又は津波に関する学者や民間団体の一見解とは重要性が明らかに異なり、単に学者間で異論があるという理由で採用に値しない、少なくとも検討にも値しないということはない。むしろ、このような公式的見解については、地震及び津波の被害がどの程度の大きさになり得るのか、被害発生の確率はどうかなどについて、公式的見解に疑問点があればその払拭も含めて、積極的に検討を行うことにより、さらなる原子炉施設の安全性の向上を図るべきであるといえる。

多くの裁判例で「高度な安全性」が認定されている

▶ 京都地裁平成30年3月15日判決（損害賠償事件）※判決書本文

ウ 原子力災害の重大性

前記のとおり，経済産業大臣の権限は，原子炉の利用等による災害を防止して公共の安全を確保する目的であるところ，この災害は，前記第1節で述べたとおり，放射性物質の性質からして，被害が広範囲かつ継続的に生じる可能性を包含しているのである。このように一度生じれば，原子炉施設だけでなく，その周囲の多数の住民の生命，身体及び財産等に対して，取り返しのつかない甚大な被害が継続して生じる可能性があることからすれば，公共の安全を確保するためには，万が一にも原子力災害が生じないように，経済産業大臣は常に原子炉施設の安全性を確かめ，少しでもその安全性に疑念が生じる可能性があるならば，事業者に対して規制権限等を行使することが法の目的に合致するし，行使することが期待されているといえる。

多くの裁判例で「高度な安全性」が認定されている

▶川内原発に関する鹿児島地裁平成27年4月22日決定

そして、このような観点からみれば、上記のような深刻な災害が万一にも起こらないようにするため、原子力規制委員会により策定される新規制基準は、福島第一原発における事故の経験等をも踏まえた最新の科学的知見に照らし、十分な合理性が担保されたものでなければならず、本件原子炉施設の再稼働の前提となる新規制基準への適合性審査も厳格かつ適正に行われる必要がある。

多くの裁判例で「高度な安全性」が認定されている

▶川内原発に関する鹿児島地裁平成27年4月22日決定

しかしながら、前記アのとおり、原子炉施設については、その安全性が確保されないときには、福島第一原発における事故に見られるような健康被害につながる放射性物質が広範囲に放出・拡散され、多数の住民に長期間にわたる避難生活を強いる等の深刻な災害を引き起こすおそれがあり、しかも、危険を負担するのは原子炉施設の職員を除けば周辺住民に限られ、効用を得ている人の全てがこのような危険性を負担するものではないし、一定の危険が内在する航空機や自動車を利用する場合とは異なり周辺住民には危険を負担するか否かを選択する機会が与えられているとはいえないから、原子炉施設の設置、運転に際しては、より安全側に立った判断が望まれることは明らかというべきである。

外形的・表面的な字句や枠組みが整合しているだけでは足りないこと

- ▶ 「確立された国際的な基準」を判断基準としたことは、それまでの曖昧不明確だった「社会通念」に比べれば、一定の前進と評価できる。
 - ▶ しかし、外形的・表面的な字句や枠組みが整合しているかどうかだけを判断するのでは意味がない。
 - ▶ ●「何が確立された国際的な基準なのか」
 - 「その基準が定められている趣旨や目的は何なのか」を明らかにし、それに照らして適合性を判断しなければならない。
- 少なくとも、裁判所は、事前に争点整理を行い、どのような国際基準のどの条文が問題となるのか、争点を明らかにしておかなければならないはず。

国際基準への根本的な不適合を無視したこと

▶ 確立された国際的な基準における安全性の程度（例えば火山）

2.7 地理的領域内における火山活動は、個々の火山に関連する活動よりも長い時間スケールで持続しうる。多くの火山弧が 10Ma 以上にわたる火山活動を繰り返しているが、火山弧内の個々の火山自体は 1Ma 程度しか活動を維持できない。このように分散した活動は数百万年間も継続する可能性があるため、過去 10Ma の間に火山活動があった地域は、将来の活動可能性を考慮すべきである。

10Ma に 1 回以下の割合で活動した地域における簡単な見積もりでは、現時点における将来の活動発生確率が年に 10^{-7} 以下となることを示している。 原子力施設における外部事象のハザード評価（参考資料[2]の 4 章バングラフ 4.3 参照）では、放射線影響の可能性のある事象の年間発生確率の上限値は、screening probability level(SPL)と呼ばれ、いくつかの加盟国では 10^{-7} が用いられている。 発生確率がこの SPL 以下の発生イベントは、事象の影響に係わらずそれ以上の考慮は不要となる。したがって、初期スクリーニングにおいては、年間発生確率 10^{-7} は、噴火によるサイトに対する災害的な影響がほとんどないという観点で、地域内の火山が将来何らかのタイプの活動をもたらすか否か判定するための適切な評価水準である。

▶ 函館地裁判決は、このような根本的な不適合を無視し、安易に「国際基準に適合している」としたもので、否定し難い住民側の主張を曲解したもので、実際には、全く住民側の主張を排斥できていない。

4 審査基準の合理性判断の不当性

- (1) 判断の欠落があまりにも多いこと**
- (2) 基本的に住民側の主張を曲解して判断していること**
- (3) 自ら定立した規範に全く当てはめていないこと**

最終準備書面大部分を無視

▶原告ら最終準備書面（その7）～火山事象に対する安全性の欠如～

目次

第1	はじめに	- 5 -
第2	周辺火山の将来の活動可能性① - 基準自体の不合理性	- 8 -
1	原告らの主張	- 8 -
(1)	噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できるとの点	- 8 -
(2)	将来の活動可能性が否定できない火山の抽出の点	- 8 -
(3)	小括	- 8 -
2	被告会社の言い分は単なる評価にとどまるものであること	- 9 -
3	SSG - 21 との不整合	- 9 -
(1)	「火山系における時間と量との関係」の点	- 9 -
(2)	「最大休止期間」の点	- 10 -
(3)	小括	- 11 -

無視

無視

i 「原告らの主張②」について

ii 「原告らの主張③」について

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド「完新世に活動をしていない火山について、最後の活動終了からの期間が過去の最大休止期間より長いなど将来の活動可能性がないと判断できる場合に個別評価の対象外としている」

SSG-21「過去200万年間の噴火記録は一般に活動可能性がある」

→火山ガイドはSSG-21に反する。

▶ 判示の内容

SSG-21は、一般論として、過去200万年間の噴火記録が将来の活動可能性があることを示すことを指摘するにとどまり、この場合に地質データを評価して、将来噴火する可能性を持つかどうかを判断することを推奨しており、また、決定論的手法も許容しているから、直ちにSSG-21に反するとはいえない。

本当の住民側の主張

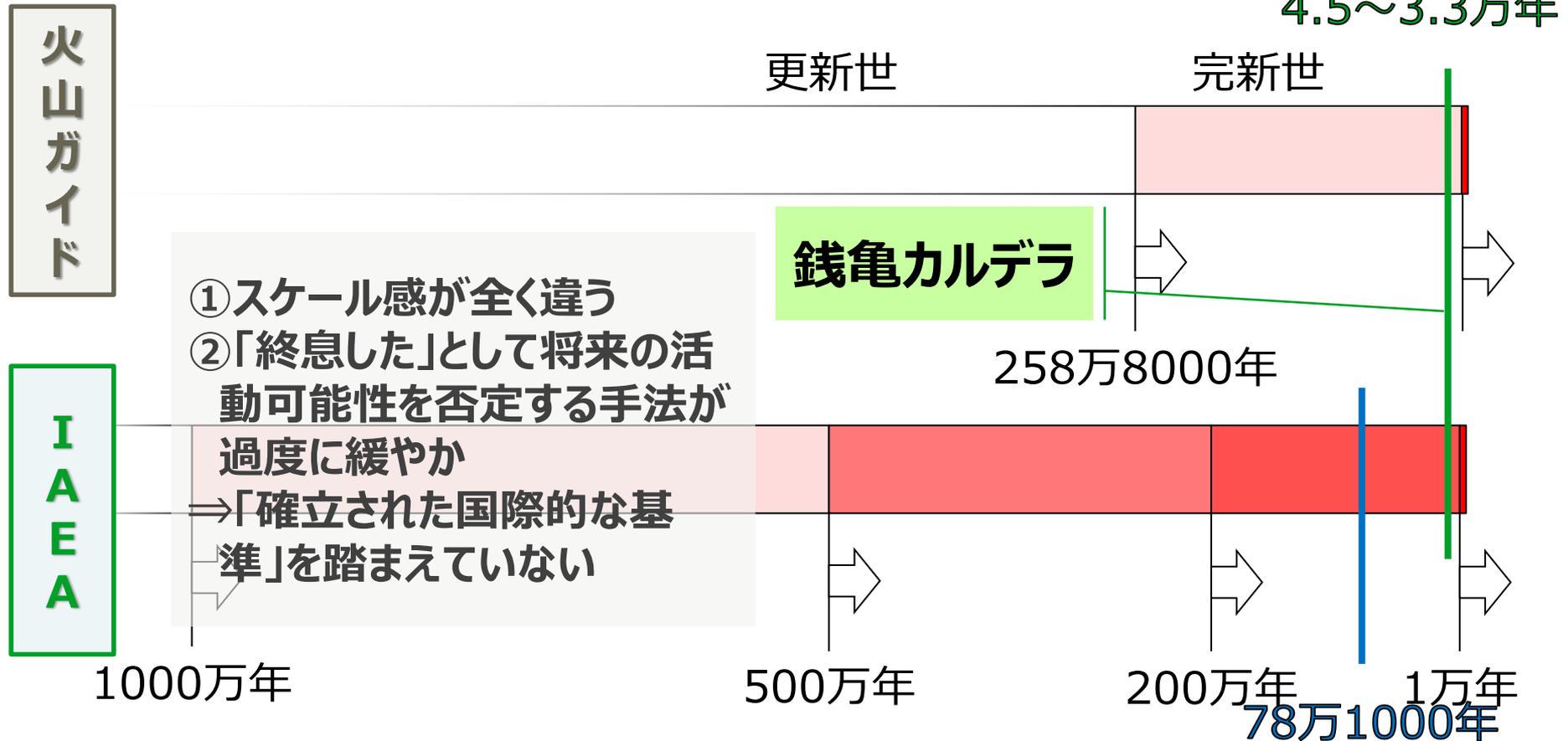
▶SSG-21

SSG-21は、火山の将来の活動可能性について、原則として1000万年前以降に活動したことがある火山については将来の活動可能性が存在するものとして扱うべきことを述べ、例外的に、将来の活動可能性がないといえる可能性がある場合として、「前期更新世あるいはより古い時期の時間と量の関係から、火山活動の明らかな減退傾向と明白な休止が明らかになるかもしれない」と述べる³（甲B178・5.14）。

▶火山ガイド

イ これに対し、火山ガイドは、単に「最後の活動終了からの期間が、その火山の最大活動休止期間より長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合は、火山活動に関する4章の個別評価対象外とする」と、SSG-21が設けていた時期の限定を外しているのである。これは、実質的に要件を緩和したにほかならない。

本当の住民側の主張



▶ 第四紀学の権威である町田洋・東京都立大学名誉教授の陳述書 甲D103・p5

「少なくとも後期更新世以降、すなわち12万5000年前以降に1回でも活動したことが明らかな火山は、将来活動する可能性があると考えべき」

「決定論的手法を許容している」??

▶火山ガイドの決定論

(2) 完新世に活動を行っていない火山

地理的領域にある第四紀火山のうち、完新世に活動を行っていない火山については 3.1 及び 3.2 の調査結果を基に、当該火山の第四紀の噴火時期、噴火規模、活動の休止期間を示す階段ダイヤグラムを作成し、より古い時期の活動を評価する。(解説-6、7)

検討対象火山の過去の活動を示す階段ダイヤグラムにおいて、火山活動が終息する傾向が顕著であり、最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合は、火山活動に関する 4 章の個別評価対象外とする。それ以外の火山は、将来の火山活動可能性が否定できない火山として、4 章の個別評価対象の火山とする。(解説-8)

「決定論的手法を許容している」??

▶SSG-21の決定論

5.13 決定論的手法もまた使用可能である。例えば、類似した火山を調査し、火山活動の最大休止期間を決定し、その期間を閾値にすることも可能である。現在休止中の火山については、活動を再開する確率をこの閾値との比較によって評価できるであろう。このような決定論的評価は、火山活動の駆動源となる火山プロセスについての考察とプロセス上それらの火山を類似の火山と見なせるのかの説明を含んでいることが必要である。

5.14 付加的な決定論的手法として、火山系における時間と量の関係、もしくは岩石学的傾向が援用できるであろう。例えば、前期更新世あるいはより古い時期の時間と量の関係から、火山活動の明らかな衰退傾向と明白な休止が明らかになるかもしれない。この状況では、火山活動の再開が非常に稀であることを示せるかもしれない。これらの他の基準に基づく解決ができない場合には、決定論的手法は単純に、10Ma よりも若いあらゆる火山においても噴火の可能性があると仮定する必要がある。

→ **安易に、外形的・表面的に「決定論的手法を採用している」といってもナンセンス。その中身には雲泥の開きがあり、その違いこそ、住民側が問題としていた点であるにもかかわらず、これを完全に無視。**

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド「例えば8万年前と5万年前の2回しか活動していない火山は、無条件に将来の活動可能性が否定されることになる」

→火山ガイドは不合理。

▶ 判示の内容

火山ガイドは、単に最後の活動終了からの期間と過去の最大休止期間の比較からのみ将来の活動可能性を判断するとしているわけではなく、これに加え、噴火状況を示す階段ダイヤグラムから火山活動終息の傾向が顕著といえることをも要件としているから、原告が指摘するケースにおいて当然に将来の活動可能性が否定されるものではなく、その当否は具体的な調査審議の当否に帰着する。

本当の住民側の主張

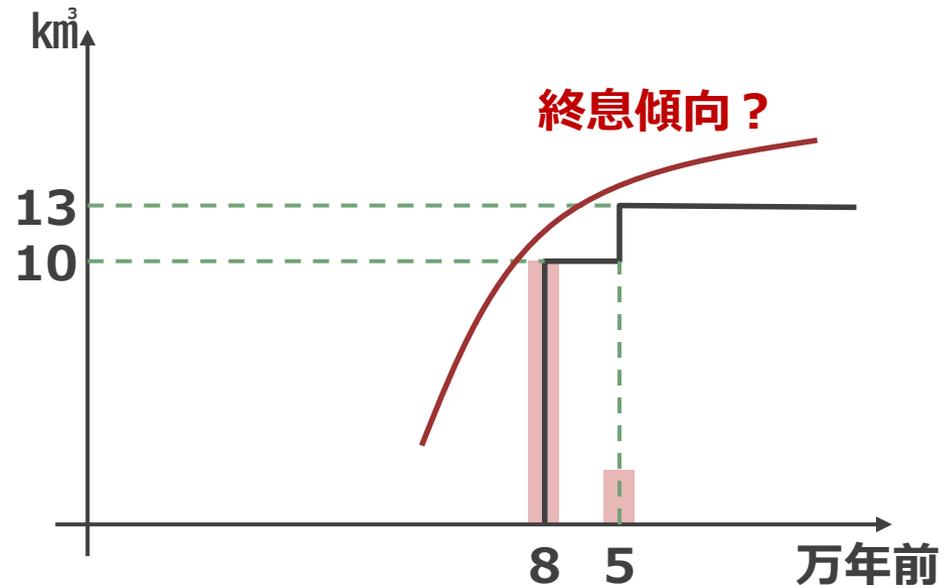
ア 「最大休止期間」に関する部分も重要である。SSG-21は、5.13において、最大休止期間を閾値とすることもできる旨述べているが、これは、現在休止中の火山について、当該火山のみではデータとして不十分であるために、類似した火山を調査し、その活動の最大休止期間を決定することができる、という文脈で述べられているものである。

まさに、本件で問題となっているように、過去の活動が1回だけの場合には、当該火山のみならず、他の類似した火山をも調査して最大休止期間を決定するというように、情報量を多くして、できるだけ正確な判断を行うという趣旨である。このことは、佐藤暁証人が「もっと、そういう評価対象を増やして、それで間違いのない評価をしようという意図を表している」と証言していることから分かる（佐藤証人主尋問調書40頁）。

イ これに対し、火山ガイドは、3.3(2)において、「最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間よりも長い等、将来の活動可能性が無いと判断できる場合」と、最後の活動終了からの期間と最大休止期間とを比較して、安易に将来の活動可能性を否定できるかのような定めになっている。

ウ この点でも、火山ガイドの定めは、実質的にIAEA安全基準を緩和したものというほかない。被告会社は、この点についても明確な回答をなし得ていない。この点に関する火山ガイドの定めがSSG-21に整合しないこともまた、明白である。

本当の住民側の主張



- ▶ 火山ガイドに従えば、
 - i) 終息傾向○
 - ii) 最大休止期間 <最後の活動終了からの期間
で、活動可能性を否定できる余地がある。

- ▶ SSG-21に従えば、
 - i) 前期更新世よりも古い時期の活動 ×
 - ii) 類似した火山の最大休止期間を調査していない ×
で、活動可能性を否定する余地はない。

函館地裁判決の内容

▶ 住民側の主張

火山ガイド「例えば8万年前と5万年前の2回しか活動していない火山は、無条件に将来の活動可能性が否定されることになる」

→火山ガイドは不合理。

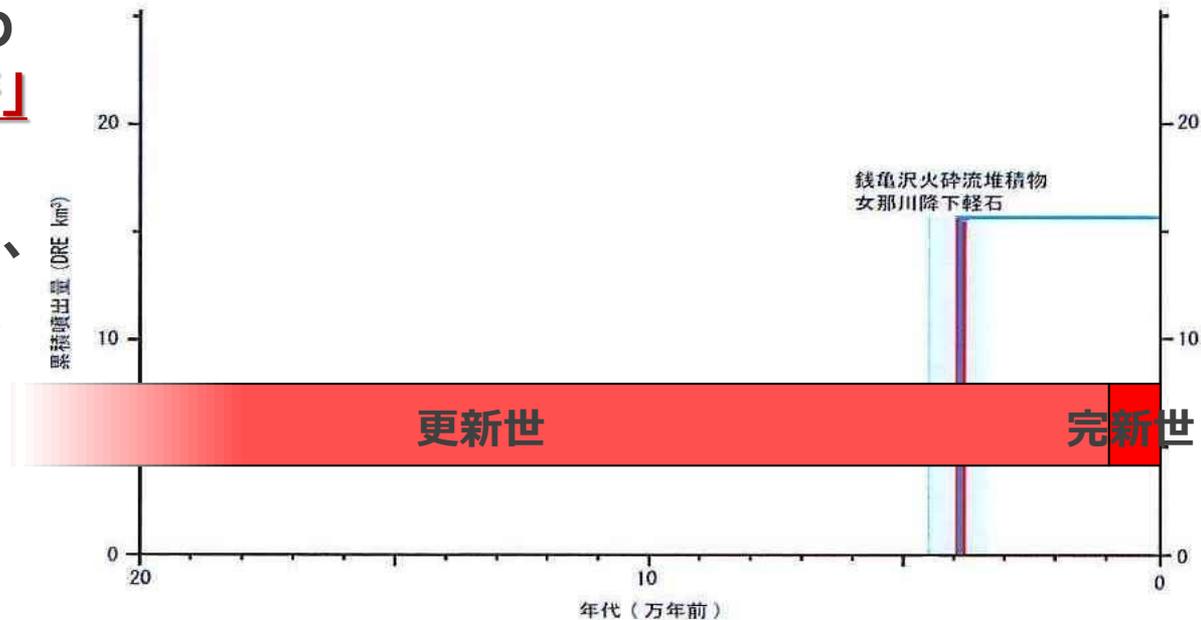
▶ 判示の内容

火山ガイドは、単に最後の活動終了からの期間と過去の最大休止期間の比較からのみ将来の活動可能性を判断するとしているわけではなく、これに加え、噴火状況を示す階段ダイヤグラムから火山活動終息の傾向が顕著といえることをも要件としているから、原告が指摘するケースにおいて当然に将来の活動可能性が否定されるものではなく、その当否は具体的な調査審議の当否に帰着する。

「具体的な調査審議の当否に帰着」→するとどうなる？

[階段ダイヤグラム]

- ▶ たった1回のカルデラ噴火、しかも3.3万年前の噴火について、「終息する傾向が顕著」などとは到底いえない。
- ▶ ちなみに、IAEA基準では、この図のずっと左側「前期更新世」に基準がある。



イ 被告会社は、最大休止期間が全活動期間を超えることはないことから、最新噴火からの経過期間が全活動期間より長ければ活動可能性はないと判断される、という独自の論理を述べているが、これは規制委員会によって認められたものでもないし、火山ガイドにも規定されていない。火山学的に承認された考えというわけでも全くないことを、伝法谷証人自身認めている（伝法谷証人反対尋問調書46頁）。

階段を立ち上げた
の中央で立ち上げた

事業者の立証が尽くされたか否かについて全く判断していない

▶ 函館地裁決定の判断構造は、

- (1) 関連する規制基準の概要
- (2) IAEA安全基準
- (3) 原告らの主張について

という3段構造。自らが定立した規範である「事業者において、安全審査で用いる具体的審査基準の合理性を、相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要がある」というものに対するあてはめが全く存在しない。

→法律論の基礎中の基礎である三段論法ができていない。

なぜか？

事業者は、具体的審査基準が国際基準に照らして合理的であるなどという主張立証をまともに行ってこなかったから。

- ### ▶ この枠組みを用いるのならば、裁判所は、事業者に対し、具体的審査基準が、どのような国際基準の、どのような考え方と整合するのか、明確に訴訟指揮を行い、これに対する住民側の噛み合った反証を促して、適切に争点整理を行うべきである。